非居住住宅利活用促進税広報チラシ作成業務に係る受託候補者選定要領

（目的）

第１条　この要領は、令和５年度において調達する「非居住住宅利活用促進税広報チラシ作成業務」に係る受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定めるものとする。

（委託業務の内容）

第２条　委託業務の内容については、「非居住住宅利活用促進税広報チラシ作成業務に係る仕様書」のとおり。

（受託候補者選定委員会の設置）

第３条　受託候補者の選定に関する審査を行うために、行財政局内に受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という｡）を設ける。

２　選定委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

　　委員長　　行財政局税務部長

　　副委員長　行財政局税務部税制課税制企画・宿泊税担当課長

　　　　　　　行財政局税務部税制課長

　　　　　　　行財政局税務部税制課担当係長

　　　　　　　行財政局税務部税制課係員　２名

３　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（受託候補者の選定）

第４条　提出された企画提案書をもとに、選定委員会が評価項目に基づき、提案内容を審査し、採点した点数の合計を委員の数で除し（小数点以下切捨て）、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点が６０点未満の場合は受託候補者としない。

２　得点が同一であった場合、見積金額が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合には、提案者からの再度の見積書提出により、最も見積金額の低い応募者を受託候補者とする。

３　応募者が1者の場合においても、選定委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば受託候補者として選定する。

（審査結果の通知及び公表）

第５条　選定結果については、プロポーザル参加者全員に電子メールにより通知するとともに、京都市ホームページにおいて公表する。

　附則

この要領は、決定の日から施行する。